

告発通知

貴殿が以前購入した違法わいせつ物（無修正映像・児童ポルノ等）の製造・販売に関与したグループが当団体と被害者女性及び被害者児童の保護者の働きかけにより、平成25年度に組織的処罰法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、わいせつ物頒布等の罪により警視庁に摘発されました。

この度、被害者女性及び被害者児童の保護者と性犯罪女性被害者のさらなる拡大を防止するため、購入者に対しても事件証拠（購入履歴・金融機関履歴等）を提出告発します。

告発後、購入者に対し、警視庁及び管轄警察署から事情聴取の出頭要請、家宅捜査を受けることとなります。

児童買春、児童ポルノ禁止法第7条

児童ポルノを提供した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。電気通信回路を通じて第二条第三条各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を提供した者も、同様とする。

2. 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。

刑法175条

わいせつな文書、図面その他の物を頒布し、販売し、又は公然と陳列した者は、2年以下の懲役又は250万円以下の罰金若しくは科料に処する。販売の目的でこれらの物を所持した者も、同様とする。

貴殿の行為は法律に違反していません。

正当な裁きを受けるのも、このような性犯罪への社会喚起となりますが、改心し被害者に対して謝罪していただけるのであれば、告発を取り消します。

告発を取り下げたい者は平成26年1月31日（金）までに当団体に必ず電話にてご連絡ください。

期日を過ぎた場合、いかなる状況でも即時即刻告発いたします。

児童や女性を苦しめる行為は絶対に許しません。

当団体は被害者ならびに御家族に対して人生を再出発としてのケアに重点を置き活動しております。

NPO法人 心のかけはし

東京都台東区上野3-16-3 上野鈴木ビル8階

受付時間 午前8時～午後4時

電話 03-4477-5103